

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	長寿施設課
委 託 業 務 名	滋賀県営神領団地における大津市生活援助員派遣事業
委託業務場所	大津市三大寺
概 要	(1) 生活援助員のシルバーハウジングへの派遣 (2) シルバーハウジング入居者に対するサービスの提供 (3) 生活援助員に対する研修及び支援 (4) シルバーハウジング入居者への緊急時対応 (5) 地域・関係機関との連携 (6) 生活援助員執務室等の日常管理 (7) 三大寺高齢者ふれあいの家の日常管理
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	6, 2 1 3, 9 0 0 円
契約の相手方	〔所在地〕 大津市浜大津四丁目1番1号 〔名 称〕 社会福祉法人大津市社会福祉事業団
契約相手方の選 定 理 由	大津市社会福祉事業団は、これまで長年にわたり当事業を運営しており、入居者の安否確認や緊急時対応、緊急通報システムの操作など生活相談員としてのノウハウを有している。また、本事業の執務室がある三大寺高齢者ふれあいの家には、当該事業者が運営する介護サービス事業所（居宅支援・ホームヘルプ）が入居しており、シルバーハウジング入居者からの緊急通報等に連携して対応し、円滑な事業運営が実施できることから、大津市社会福祉事業団を契約相手方とする。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 ㊦不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。